

議 事 日 程 (第 6 号)

平成25年2月27日(水曜日) 午後3時35分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 8号 平成25年度遊佐町一般会計予算

議第 9号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第10号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第11号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第12号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第13号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第14号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 平成25年度遊佐町水道事業会計予算

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第1号 鳥海山麓東部の湧水・地下水を保全するための請願

請願第2号 T P P交渉参加反対に関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第16号 遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第17号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第18号 遊佐町ゆざっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第19号 遊佐町看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第20号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 8 議第21号 遊佐町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第22号 遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の設定について

日程第10 議第23号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第11 議第24号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について

日程第12 議第25号 遊佐町営住宅等の整備基準を定める条例の設定について

日程第13 議第26号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の設定について

日程第14 議第27号 遊佐町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定について

日程第15 議第28号 遊佐町準用河川管理条例の設定について

- 日程第 16 議第 29 号 遊佐町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について
 日程第 17 議第 30 号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 18 議第 31 号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 19 議第 32 号 遊佐町都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 20 議第 33 号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 21 議第 34 号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 22 ※予算審査結果報告及び採決
 ※事件案件の審議及び採決
 日程第 23 議第 35 号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定について
 日程第 24 議第 36 号 遊佐町ふれあい広場及び遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定について
 日程第 25 議第 37 号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定について
 ※人事案件の審議及び採決
 日程第 26 議第 38 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 ※発議案件の審議及び採決
 日程第 27 発議第 1 号 遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 28 発議第 2 号 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 日程第 29 発議第 3 号 吉出山岩石採取計画に関わる事業不認可についての意見書の提出について
 日程第 30 発議第 4 号 TPP 交渉参加反対を求める意見書の提出について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第 6 号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 14 名

出席議員 14 名

1 番	筒	井	義	昭	君	2 番	高	橋	久	一	君
3 番	高	橋		透	君	4 番	土	門	勝	子	君
5 番	赤	塚	英	一	君	6 番	阿	部	満	吉	君
7 番	佐	藤	智	則	君	8 番	高	橋	冠	治	君
9 番	土	門	治	明	君	10 番	斎	藤	弥	志	夫
											君

11番 堀 満 弥 君 12番 那 須 良 太 君
 13番 伊 藤 マ ツ 子 君 14番 三 浦 正 良 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	池 田 与 四 也 君
健 康 福 祉 課 長	菅 原 聡 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員 会	東 海 林 和 夫 君
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 一 彰 君	教 育 課 長	佐 藤 正 喜 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 佐 藤 利 信

☆

本 会 議

議 長 (三 浦 正 良 君) 延 会 前 に 引 き 続 き 本 会 議 を 開 き ます。

(午 後 3 時 3 5 分)

議 長 (三 浦 正 良 君) た だ い ま の 議 員 の 出 席 状 況 は 、 全 員 出 席 し て お り ます。

な お 、 説 明 員 と し て は 、 町 長 以 下 全 員 出 席 し て お り ます の で 、 報 告 い た し ます。

本 日 の 議 事 日 程 は 、 お 手 元 に 配 付 の と お り で あ り ます。

初 め に 、 本 日 の 議 事 日 程 の 追 加 に つ い て お 諮 り い た し ます。本 日 の 日 程 に 発 議 第 3 号 吉 出 山 岩 石 採 取 計 画 に 関 わ る 事 業 不 認 可 に つ い て の 意 見 書 の 提 出 に つ い て ほ か 発 議 案 件 1 件 を 日 程 第 28 の 次 に 追 加 し 、 日 程 第 29 、 日 程 第 30 と い た し たい と 思 い ます。こ れ に ご 異 議 ご ざ い ませ ん か。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第29、発議第3号 吉出山岩石採取計画に関わる事業不認可についての意見書の提出について、日程第30、発議第4号 TPP交渉参加反対を求める意見書の提出についてを追加することに決しました。

請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 鳥海山麓東部の湧水・地下水を保全するための請願について、総務厚生常任委員会高橋久一委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、高橋久一委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長(高橋久一君)

平成25年2月27日

遊佐町議会
議長 三浦正良 殿

総務厚生常任委員会
委員長 高橋久一

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 鳥海山麓東部の湧水・地下水を保全するための請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成25年2月15日、21日、22日

以上です。

議長(三浦正良君) それでは、請願第1号についての質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、請願第1号はこれを採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 TPP交渉参加反対に関する請願について、文教産建常任委員会筒井義昭委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、筒井義昭委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（筒井義昭君）

平成25年2月27日

遊佐町議会
議長 三浦正良 殿

文教産建常任委員会
委員長 筒井義昭

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第2号 TPP交渉参加反対に関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成25年2月22日

議長（三浦正良君） それでは、請願第2号についての質疑に入ります。
（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。
（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、討論を終了いたします。
採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。
本件について委員長報告のとおりこれを採択することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。
よって、請願第2号はこれを採択とすることに決しました。
次に、条例案件の審議に入ります。

日程第3、議第16号 遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。
（「なし」の声あり）

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第17号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) この条例について少しお尋ねいたします。この税条例の改正は、たばこ税の関係と、それから町民税の分離課税にかかわるものというふうにならなっているようですが、分離課税の関係を少し内容を詳しくご説明いただきたいと思っております。

議長(三浦正良君) 渡会町民課長。

町民課長(渡会隆志君) お答えいたします。

今回の町民税の分離課税に係る所得割の額の特例の廃止でございます。退職所得につきましては、基本的に退職手当の金額から退職手当控除額を引きまして、その2分の1に対して課税になるということであり、それが退職所得になりまして、最終的な所得の金額によるのですけれども、一般的には1,000円から194万9,000円までは5%、所得税は5%、さらに住民税については10%という、そういう計算になります。今回の改正につきましては、住民税の10%部分について、当分の間10%のうちのさらに10%を特別控除ということで今まで特別に控除されてきました。今回の改正では、特別控除の10%を廃止するというものでございます。

以上です。

議長(三浦正良君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) これまで何年間も進められてきた特別控除の分、10%分です、10分の1ですよね、いわゆる10分の1。10分の1の控除は廃止をすると、そういう内容のようでありまして、そこでこれ退職者に対する退職手当だと思っております。そこで、例えば数十年間企業で働いてきて、そして退職をすると、100万円だとか200万円ぐらいの退職金をいただきましたと。そうすると、そういう人もいわゆる住民税10%に対して特別控除があったのが廃止をされることによって、10分の1を新たに課税をされるというふうにして単純に理解をしてよろしいのかなど伺います。

議長(三浦正良君) 渡会町民課長。

町民課長(渡会隆志君) お答えいたします。

今例えばというお話でありましたけれども、基本的には先ほど申し上げましたように退職所得が出た場

合は課税になるということです。例えば今お尋ねの100万円という金額で考えてみますと、先ほどの退職手当控除額というのが総支給額から引かれる部分があるのですけれども、それが結構金額が大きい控除があります。というのは、例えば勤続20年以下と以上で違うのですけれども、例えば勤続20年以下の場合は40万円掛ける勤続年数、これが控除額になります。したがって、例えば10年勤続している場合は40掛ける10で400万円までは非課税ということになります。それは、所得税も住民税も非課税ということになります。さらに、20年を超えますと800万円プラス70万円掛ける勤続年数から20年を引く、例えば35年であれば15年掛ける70万円プラス800万円ということで、相当の額にならないと課税にはならないというふうに考えております。

議長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今のお話ですと、相当な額の退職手当をいただかないと課税の対象にはならないのではないかと、そういうお話でありました。それはそれで理解できましたが、そういう考え方でいきますと、町のいわゆる税収増にも余り影響はないのだろうなというふうに認識をしましたが、その辺の数値は検討されたのかどうなのか。もし検討されているのだとすれば、その辺のご説明もいただければというふうにして思います。

議長（三浦正良君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） お答えします。

今説明しましたように相当の金額でないほとんど影響がないと。例えばということで申し上げますと、例えば35年勤続の人が2,400万円くらいもらったとしても、今回の税制改正で影響、町民税で影響があるのは2万7,500円という計算になります。そういう意味では、そんなに大きくはないというふうに考えております。

議長（三浦正良君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第18号 遊佐町ゆざっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議第18号 遊佐町ゆざっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第19号 遊佐町看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

1番、筒井義昭議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「賛成です」の声あり）

議長（三浦正良君） それでは、賛成討論を許可いたします。

筒井議員。

1番（筒井義昭君） 何分ふなれですけれども、よろしく願いいたします。今回上程されている議第19号 遊佐町看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の意見を述べさせていただきます。

本条例は、昨年の9月議会に上程され、条例が制定され、私が12月の議会の際に一部改定を求めた条例であります。それは、在学生に対する対応がなされていないことによる改定を提案させていただいたものであります。9月に制定されたこの条例、進路を決定する高校3年生の方々いかにこの条例を使用する、25年度4月1日から施行されるわけですけれども、この条例をいかに進路決定の際にフォローアップされたのか。また、今回改定された条例を在学生に対してこれからいかにフォローアップされるのか。12月の答弁では、町内出身で県内の養護養成施設に在学している人は6人という報告でありました。県外を想定するとすると、もっと多くの介護養成施設に学生があらわれる、ふえることが想定されます。この条例を有意義な、そして喜ばれる条例として利用していくために、いかに対象者に対してフォローアップをしてこられたか、またこれからフォローアップされるのかお伺いいたしまして、賛成の……

（「質問はだめ」の声あり）

1番（筒井義昭君） 質問はだめ。はい。

議長（三浦正良君） 賛成か反対かの討論で。

1番（筒井義昭君） それでは、このフォローアップをしっかりとされることを要望いたしまして、

賛成の討論とさせていただきます。ふなれで申しわけございません。

議長（三浦正良君） これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第20号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 四季の森「しらい自然館」の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員でございます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第21号 遊佐町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第22号 遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) この遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の設定についてでありますけれども、この中で第12条にいわゆる代執行ができる規定が明記されて文言が入っておりますが、具体的に代執行をできるような場合というのは、どういったことを想定をされているのかというふうなことを1点と、それから第15条には審議会を設置をするというふうなことも明記されておりますが、任命する委員は10人以上をもって組織をするというふうにして文言が入っておりますが、この審議委員という人たちはどういふ方々に審議委員をお願いをしていくのか、この辺のことをお尋ねいたします。

議長(三浦正良君) 本宮総務課長。

総務課長(本宮茂樹君) お答えを申し上げます。

第12条に代執行というふうの規定されてございます。これは、あくまでも最終的な手段として代執行を行うことができる旨を規定してございます。代執行を行うに当たっては、前条の命令、そこまでのステップ、失礼しました、9条です、9条の命令までのステップ、指導、勧告含めて、これが必要になってくる、前提になってくるというふう理解してございます。代執行については、この12条に条文を定める、また定めない等々かわからず、国のほうで定めております行政代執行法に基づき執行は可能という判断してございます。法的には可能という判断ではございますけれども、空き家対策に対する町の姿勢を明確にするために明記をさせていただいているというものでございます。代執行を行うという場合については、ただいまありましたように遊佐町空き家等の適正管理審議会の意見をお聞きするという形になります。その意見をお聞きする段階で、いわゆる建物の状況等、設置場所含めて、必要があれば立入調査のお願いもしながら実態を調査をいたします。この部分が何らかの理由で所有者の方が不明であったりまたは所有者の方が危険を回避する行為ができない場合に代執行をもって行くと。原則的には、この場合の費用は所有者の方からご負担をいただくという形にはなりますけれども、これまでのいろいろな自治体での取り組みの状況を見てみますと、そのこの部分の課題のクリアはかなり厳しいものがあるというふうな認識してございます。委員の方々については、今後選定をしていきたいというふうな考えてございますが、行政関係の委員も含めて、地域の方々含めて審議会も構成をさせていただきますが、そこには専門的なご意見、これをいただかなくてはならないであろうというふうな思っております。委員という任命のほかにも、例えば弁護士とか建築士等を参考人として出席をいただいております等々、委員の構成にかかわらず、こういった方々からご意見をいただくことで専門的な見地からのご判断を仰ぎたいというふうな現在のところは考えているところでございます。具体的な委員構成、この方をお願いしようという形までは、まだ申しわけございません、詰めてございません。

議長(三浦正良君) 13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 今の説明ですと、いわゆる代執行が行うことができるという部分については、町の姿勢をこの文言で明確にするのだというふうな、そういう意図でこの文言を入れるというふうな、そういうふうにして受けとめました。要するに基本的にはそう簡単には代執行まではいかないのかなとい

うふうな受けとめ方もできるのかなというふうにして理解をいたしました。13条には応急措置がありますが、これは多分危険な空き家に対して、これは専門的な見地も含めてかなと思いますが、応急措置をここで進めていくことができる、これもできる規定でありますけれども、そういう文言が入っておりますので、これらを活用、仮に執行する場合においては、持ち主等の負担がありますよというふうなことも明記されておりました。しかしながら、負担ができるような状況があれば、もうそこまで行く前に解体がされるのかなというふうにして思うのです。それができないからもう大変な状態になっても放置せざるを得ないというふうな状況が起こり得るだろう、あり得るだろうなというふうにして認識もありますので、なかなかこれは大変な問題につながっていくかなというふうな心配もあります。いわゆる意思表示の代執行規定でありますけれども、仮に代執行せざるを得ないと。だけれども、回収の、いわゆるかかった費用の回収もできない可能性も出てきた場合には、これは税金も使うこともままならないのかなというふうにして、私はこの条例案を見てそのように受けとめているのですが、そのように受けとめてよろしいですよ。

議長（三浦正良君） 本宮課長。

総務課長（本宮茂樹君） 応急的な措置の部分と代執行の部分ございましたけれども、代執行を行うに当たっては段階的な手順、これをきちんと踏んでいかなければなりません。したがって、かなり時間を要するというふうに考えてございます。緊急、応急的な措置については、この建物について何らかの対応をお願いをするということも当然でございますし、事前に連絡できないような場合もございますけれども、大きな台風が近づいていて不安を訴えられたような状況のときに、その確認をした段階でやはり処置すべきであると判断をした場合については、緊急な措置を講じるということもあろうかと思えます。原則その場合も所有の方から費用を負担していただく、これは原則でございます。なお、この場合についても審議会のほうに後ほど報告をして、緊急措置としてこのようなことをやらせていただいたという行為の妥当性について報告をさせていただくというルールを想定してございます。それから、代執行を行う、このことは最終手段でございます。そして、行うべきものとしては、町民の生命等々に危険を及ぼすようなことと判断をされた場合です。したがって、この場合については費用負担の課題は後ほどの請求になりますけれども、そのことを度外視しても町民の危険を回避する、そのところをもって代執行をさせていただくというふうに考えてございます。最終的に代執行は、町が契約を結んでお支払いをするわけですから、費用のご負担をいただけない場合については、税からの支出ということも結果としてなってくるということは想定されますが、そのところは町民の危険回避、安全確保、ここをしっかりと根底に基本に添えての条例というふうに考えてございます。

議長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 総務課のお話はわかりました。

税の関係で少しお尋ねをしたいと思っておりますけれども、空き家状態の建物を安全性、危険性を考えた場合に解体をしたいけれども、お金があれば解体できるが、そうそう安いお金ではないわけでありまして、そういうお金の問題は当然出てくるかなというふうにして認識をしますが、やっぱり近隣周辺をちょっと見てみますと、中には取り壊しをすることによって、いわゆる土地の税金が、固定資産税の税金が高くなるということなどがあって、そういったことも含めて買い手がつくまでは取り壊しはしないというような

話もちょっと聞こえておりますので、税から見た場合には具体的に取り壊しをした建物の宅地と取り壊しをしない建物がある、残っている宅地の税にはどれぐらいの変化があるのか、具体的な数字でお示ししていただければありがたいと思います。

議長（三浦正良君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） お答えいたします。

具体的な数字ということでありましたけれども、宅地に対する軽減のことだと思います。というのは、一般的に宅地についてはご案内のように公示価格あるいは不動産鑑定価格の7割を課税標準として宅地の課税をしております。それが一般的な宅地の評価額になります。ただ、国の住宅の施策といいますか、そういう意味では住宅を建ててそこに住むという場合は、200平米までについては6分の1に減免、減ずるという措置があります。したがって、評価額100に対して6分の1しか課税にならないと。ただし、200平米を超えた部分については、さらにその倍、3分の1の課税ということはあるのですけれども、今回200平米だとすれば住宅建っている場合は6分の1だけれども、それを建物を撤去した場合、そこに住まなくなった場合は100%課税になるということになると思います。

以上です。

議長（三浦正良君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑を終了いたします。

1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 先ほどの質疑のときに手を挙げればよかったのだなと改めて学習させていただいたところでした。遊佐町の空き家等の適正管理に関する条例、これ私も昨年の6月議会のときに条例の制定が必要なのではないかという形で提案させていただきました。これ条例制定によって法的な根拠を行政側が持つことによって、助言とか指導とか勧告とか命令、最終的には行政代執行というところまで持っていけるという部分では、非常にいい条例だとは思いますが、この条例というのは税の徴収と同じで、こわもて型と柔和型、この2つの方向で進められなければいけないものだと思います。ぜひ助言や指導というランクのところでのこの条例を執行して強化してもらいたいなと思うのですけれども。この空き家条例を制定した市町村の経過、評価報告書みたいなもの、18自治体ほどちょっと調べさせていただいたのですけれども、うまく空き家対策、老朽家屋の解体まで進めていっている自治体の場合は、空き家条例に補助金、いわゆる解体費、そして修繕費の補助金が盛られていることによって、いわゆる工事に踏み出そうと思う対象者がふえてうまく空き家対策というのがなされているのですけれども、遊佐町の条例を見てみますと、補助金制度というのがうたわれておりません。これから先この空き家対策というのは、遊佐町においても大きな課題になっていくことと思いますけれども、中長期的に見た上で遊佐町に空き家条例に補助金制度を盛り込むのだという気持ちがあるのかないのか、それをお聞きいたします。

議長（三浦正良君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答え申し上げます。

今回の提案させていただいてあります空き家に関する条例につきましては、近年の社会情勢から個人の問題から社会全体の問題として捉える新たな行政課題として対応することも必要であるというような考えのもとに本町においても今回上程をさせていただきました。名称を含め、内容はさまざま全国的にはあるようでございますし、命令等に従わない場合は過料を科すものや筒井議員ご質問の撤去費用を補助金とし

て交付している自治体もあるようでございます。具体的には、解体費用の2分の1等で上限30万円とか100万円といったものが要項等で定められているということを私どものほうでも確認をさせていただいておりました。撤去費用の助成については内部でも検討させていただきましたが、先ほど申しましたようにスタートとしてやはりあくまでも空き家といえども個人の財産であるのだということ、所有者が適正な管理を行うというのが大原則であるという目的、これに従って考えてございました。解体助成の補助対象となるまで解体が抑制されること、つまりどういう状態であると解体の助成が行えるのかという具体的な判断、これもやっぱり基準として定めなければならないことになるのかなというふうに思います。私のうちを建てかえますので、補助金下さい、これではならないわけですので、どういった場合に補助金の対象になる、ならない、こういった整理も必要でございまして、そのことによって所有者の管理によるスムーズな解体ということが抑制される懸念、こういったこともございまして、助成制度を創設するという条例提案の段階では、決定までには至っていないという状況でございます。ちなみに、庄内地区の状況を見てみますと、酒田市では既に条例制定してございまして、鶴岡では12月の定例会で制定しております。庄内町では、3月の定例会で上程という情報をいただいております。いずれも助成制度はないという形になってございます。鶴岡市については、一定検討されたという、内部的な検討をされたという情報も伺ってございますが、一つは財政上、それから公平の観点、これらをもって財政当局の理解を得られなかったということ、また先ほど伊藤議員のほうからご質問があった固定資産税が増額となるため、3年程度税額を現状維持する方向性についても検討をしたというようなこともございましたが、税法との関係で見送ったというようなことと、それぞれの自治体でさまざまな方面からやはりそういった視点も持ちながら検討はしておりますが、なかなか課題もあるというのが現状でございます。たまたま地方行政という文書をいただいて読んでおりましたときにトピックスでこんな文章ございました。国土交通省住宅局は、来年度以降、親から家を相続した子供らが売却や賃貸、管理代行業者への委託、解体といった幾つかの選択肢について適切に相談、判断できるよう支援する相談窓口を各都道府県に設ける方針だと。住宅局の担当者は、各県に最低1カ所ずつ設けることを目標にしたいと意気込んでいるというふうな記事が掲載されてございました。この課題は、全国レベルの課題というふうにも認識してございまして、刻々国の取り組みも含めて情勢が変わってこようと思います。そういった支援制度等も含めながら、町としても将来的にはいろんな自治体の取り組み等も見ながら検討をしていく課題だというふうには捉えてございます。

以上でございます。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） これ地域、私たちの地域を見ても、いわゆる空き家が多くなっている。そして、管理不十分な老朽家屋が多くなっている。それを所有者負担で解体しなさいと言ってもできない状況だからとふえ続けている。ですから、先進事例の例を見ると、いわゆる撤去するとか解体するときにセーフティーネットとして補助金を出している自治体は、空き家対策が成功している。それと同時に老朽化する前の予防対策もしっかりとなされなければいけないと思います。これやはり柔和型の施策でないと、この条例をよく見ると柔和型とは思えない、どちらかというところこわもて型のように見えてしまう。そして、行政代執行なんていうものをやっても決してうまくいかない。1例だけあるのだと思います、秋田県の大仙市、行政代執行をかけた。そして、178万5,000円といういわゆる撤去費がかかった。本人に請求

したところ本人の資産不足で、自治体がそれを負っているという状況であります。そういうものなのだと
いうことを行政側としても認識していただきたい。老朽化し、管理不完全な住宅というのは、いわゆる撤
去費用があれば撤去するのです。いわゆる土地の評価というか、資産評価が更地になると上がってしまう
というから、それが怖くて撤去しないという例もあるのですけれども、実質見るといわゆる所有者が不在、
もう不明瞭だったり、実質暮らしの面でそこまで手が回らないという人たちが多いのだという意味で、今
すぐとは言いません。この空き家対策のうまい活用、うまく進めていく、この対策をうまく進めていくた
めには補助、助成金制度というのが極めて有効であるということを提案させていただき、私の質問とさせ
ていただきます。

議 長（三浦正良君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） ご提案を受けとめさせていただきまして、この条例、今回今議会で可決をいた
だきますと、来年度から新たなスタートを切るわけでございます。一つ一つの個別の事例、こういったも
のの経験則を積み重ねながら、町としてのあるべき支援の制度等についても検討を重ねてまいりたいとい
うふうに思います。

議 長（三浦正良君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、日程第10、議第23号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） この条例の設定について、この文言の中に定期巡回、随時対応型訪問介護看護
について文言が入っておりますが、定期巡回、随時対応型訪問介護看護をしようとするあるいはしたいと
いう事業者の声はあるのかなのか、その辺お尋ねしたいと思います。

議長（三浦正良君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

この定期巡回、随時対応型訪問介護看護、定期巡回、随時対応サービスということになるわけですが、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携をして随時対応を行っていくと、こういう在宅で介護をする者にとっては非常にありがたい制度ということで、平成24年の4月に一部改正になって地域密着型サービスの中に組み込まれたサービスということになってございます。メリットとしては、24時間の介護サービスを自宅で受けられるということだったり、あるいは随時コールする、連絡をするという状況の中であれば、介護なり訪問介護、看護を受けられるということで非常にメリットがあります。しかしながら、この事業を実施する際に当たっては、事業運営と申しますか、事業所運営と申しますか、ある程度の人口密度が必要だということでありま。事業採算性を見ますと、そういう人口密度の部分が必要であると。さらにまた、認知症への対応が難しいなど等の課題がありますし、仮にコールが、連絡が重複をしたといった場合においては、待ち時間が出てしまうと、こういうことで非常に理想はいい制度であります。現実問題としてこれを実施していくとなると、まだまだ課題が多くあるということで、24年の4月に一部改正の中で制度の中で組み込まれたものではありませんが、なかなか事業着手をするというようなところはまだまだ見えていないと。全国的に見ても恐らく今の段階でも1ないし2割程度の自治体にしかまだ普及をしていないのではないかと。現状がでございます。町内においてもまだまだ事業実施というところまでの展望は持っていないところであります。

議長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今課長からもご答弁ありましたけれども、この事業はこれは、この事業実施は法改正で決定したわけですが、これ目玉の一つとして進めようとしているのですが、今お話があったように24時間、そして365日の対応をするという、そういうふれ込みのものなのですが、なかなか現実にはそう簡単にはいかないでしょう。これ多分大都会でもそうそう難しいのかなというふうにして私は思うのですが、これが出された一つには、いわゆる在宅で生活をしていただくために24時間体制をやりましょうというふうにしてされても、事業所としては多分大赤字になる可能性のほうが高いのだと思うのです。そういうことが一番大きいことによって、これは何年たっても多分進まないであろうというふうな認識を私はちょっとあるものですから、それで改めて伺ったところでありますが、状況については当局が言ったような状況だというふうなことは理解しております。健康福祉課についてはわかりましたが、今回の条例改正の関係では何件か、いわゆる国の地域主権改革一括法に基づく介護保険サービスの運営基準等の条例制定に関するいわゆる条例の見直しは介護保険だけではなくて、そのほかにも条例の案件として出されております。そこで、総務課長にお尋ねをしたいのですが、このたびの新年度の当初予算の中でもいわゆる地域主権改革に絡むもので予算化されたものが私が把握している点でも何件かあるのですが、それは町の負担も伴っているものがあります。そこで、これらが進められていくことによって、国は地域主権だというふうなことでどんどんと市町村におろしてきているわけですが、これはもう二十数年も前から国のやることは防衛と外交だと。だから、そのほかはあと地方自治体でやりなさいというふうな考え方の流れの一つなのです、実は。だけれども、国から補助金等で予算化されないと、財政的になかなか大変

かなというふうな認識を、おりてくることによってその負担がふえていく可能性がある。そこで、町としては地域主権絡みでどの程度予算も伴って国から入ってくるのかどうなのか、その辺どの程度把握されているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（三浦正良君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

今回の1次、2次に関する一括法での地域に密着した内容について法律で定められていた内容を条例で規定すると、こういう動きの中に、もう一つただいま議員のほうからお話ありました権限移譲という部分がございます。権限移譲については、以前は例えば県で持っていたものを、処理していたものを市町村で処理していただくというようなことで、各自治体からの希望等をとって行っていた部分がございます。このときについては、いわゆる人件費的な、その事務処理にかかわる人件費的なものも含めて経費の算定を行って、経費の負担も行いながら事務の移譲を行うというのが基本でございました。しかしながら、今回の地域主権に関する部分については、法定移譲ということで法令による移譲になってございます。この場合は、原則市町村での負担が伴うという形になってございます。今回は、法定移譲事務ですので、経費は市町村負担となります。内閣府によれば多くは事務費であり、一般財源対応です。交付団体は、交付税で措置されますが、基準財政需要額に含まれると。それで、必要額が確保されるのか、これが課題だというような見解を示している部分もございます。一定交付税で補填されるという部分は備えてはいるのですが、ご案内のように交付税そのものの全体の枠組みの総額がきちんと抑制される中で、どこをふやしてどこを減らすかという形になりますので、交付税を一定の財源としている脆弱な財源状況の我が町にとってはちょっとじくじたる思いがあるというのは正直なところでございます。具体的な例で少し申し上げますと、平成25年度の当初予算に盛り込まれております養育医療費、これについては財源が国が2分の1、県が4分の1、市町村4分の1の負担となる予定だということで県の担当のほうから示されてございます。これに基づいて予算措置をさせていただいたところでございますが、事務手数料等については地方交付税だよという説明はなされてございますが、先ほどのような大枠がございまして、私としては非常にこの辺は厳しいものがあるかなというふうに認識しております。また、自立支援医療、育成医療の権限移譲についても新年度からスタート、この両事業については新年度からスタートになりますが、これも市町村については更生医療と同様に4分の1の育成医療費を負担することになると。ただし、これらに係る費用については交付税措置が講じられるという県段階の説明でございます。先ほど申したように同じでございます。一定の負担が生じるのではないかなというふうに心配してございますので、全体的な権限移譲に伴って法律で法定での権限移譲、それに伴っての専門的な知識を有する職員の対応等々については一切ないわけですので、私どもの職員体制の中でこれらの事務をしっかりとカバーしながら、しかも交付される交付税の中でこれらの事務を行っていかなければならないという現状にあるというふうに認識してございます。

議長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 簡単に地域主権と言われましても、なかなか喜べないという実態がありますが、今お話がありましたようにこういったものが次から次へと市町村におりてくることによって職員の負担がふえ、あるいは専門的な知識を学ばなくてはいけないというふうな事態もふえる、それにあわせて独自の

負担も今説明があったようにふえていくと。地方交付税のお話もありました。しかし、地方交付税はあれは地方財政計画ですか、地方財政計画の中で一定の枠が決められておりますので、その中で算定基礎が毎年のように変わっているような状況になっておりますので、こういったことが市町村におりたからといって、では同時に予算化も国から市町村におりてくるというふうなところまでは、そう甘くはないというふうな状況がありますので、国からこういったものがあることによって、私はまた首が絞められるなというふうな感じがして、表現余りよくはないのですけれども、そういう感じをしてなりませんので、本来であれば国が最低限のことをきちんと守らなくてはならないのだと、国民の生活にかかわるものはやっぱり守らなくてはならないのだというふうな立場に立っていただかないと、地方は本当に大変になるだろうなというふうな認識があったものですから、一応お尋ねをしましたので、わかりましたので、これで私は終了いたします。

議 長（三浦正良君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第24号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第25号 遊佐町営住宅等の整備基準を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町営住宅等の整備基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第26号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 遊佐町町道の構造の技術的基準等を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第27号 遊佐町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第28号 遊佐町準用河川管理条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町準用河川管理条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議第29号 遊佐町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第29号 遊佐町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議第30号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 遊佐町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第31号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議第32号 遊佐町都市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 遊佐町都市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第33号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議第34号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第34号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成25年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算7件について、予算審査特別委員会高橋久一委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会高橋久一委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（高橋久一君）

平成25年2月27日

遊 佐 町 議 会

議長 三浦正良 殿

予算審査特別委員会
委員長 高橋 久 一

審査結果報告書

平成25年2月20日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第8号 平成25年度遊佐町一般会計予算

議第9号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第10号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第11号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第12号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第13号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第14号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 平成25年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

平成25年度遊佐町一般会計予算ほか7件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長(三浦正良君) お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(三浦正良君) 起立多数。

よって、議第8号 平成25年度遊佐町一般会計予算、議第9号 平成25年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第10号 平成25年度遊佐町簡易水道特別会計予算、議第11号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第12号 平成25年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第13号 平成25年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第14号 平成25年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第15号 平成25年度遊佐町水道事業会計予算、以上8件は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第23、議第35号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 四季の森「しらい自然館」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議第36号 遊佐町ふれあい広場及び遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第36号 遊佐町ふれあい広場及び遊佐町西浜コテージ村の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議第37号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第37号 遊佐町農林漁業体験施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第26、議第38号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議長（三浦正良君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第38号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、平成25年3月31日で遊佐町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了になるため津田徳一郎氏について、引き続き同人を選任するため、提案するものであります。

以上、人事案件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（三浦正良君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議ないようですので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後4時58分）

休

憩

議長（三浦正良君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後5時03分）

議長（三浦正良君） さきに提案しておりました議第38号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第27、発議第1号 遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議長（三浦正良君） お諮りいたします。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い、関連する条例を改正するため提出するものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、発議第2号 遊佐町議会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議長（三浦正良君） お諮りいたします。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い、関連する規則を改正するために提出するものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、発議第3号 吉出山岩石採取計画に関わる事業不認可についての意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議長（三浦正良君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第1号において審査の結果採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、発議第4号 TPP交渉参加反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議長（三浦正良君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第2号において審査の結果採択となったものであり、この際質疑、討論を省

略し、原案のとおり決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第486回遊佐町議会2月定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後5時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成25年2月27日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良

遊佐町議会議員 筒 井 義 昭

遊佐町議会議員 高 橋 久 一